

【埼玉県外在住者用】

平成26年度埼玉県に入猟しようとする者の狩猟登録の取扱い

1 受付開始

平成26年10月1日

なお、11月14日までに交付を希望される方は、10月29日までに狩猟者登録申請書等を提出してください。

2 狩猟者登録申請書等の提出先及び提出方法

(1) 提出先

埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(電話 048-830-3154)

(2) 提出方法

下記の提出物を提出先へ郵送（簡易書留）してください。

(3) 提出物

ア 狩猟者登録申請書

イ 管轄都道府県以外の都道府県知事の登録を受けるために再交付を受けた狩猟免許又は各都道府県猟友会長が原本と相違ない旨の証明をした狩猟免許の写し（再交付又は証明の日が今年度のものに限る）

ウ 写真**2枚**（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、大きさ縦3.0cm、横2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

ただし、1枚は狩猟者登録申請書に貼付してください。

エ 次のいずれかの証明書等

（ア）狩猟災害共済事業の被共済者であることの証明書（給付金額3,000万円以上）

（イ）ハンター保険の被保険者であることの証明書（保険金額3,000万円以上）

（ウ）（ア）、（イ）に準ずる資力信用を有することを証明する書類

オ 市町村長が発行する対象鳥獣捕獲員であることの証明書（該当者のみ）

3 狩猟者登録申請書の様式の入手方法

埼玉県環境部みどり自然課のホームページ（以下のURL）からダウンロードしてください。

○ <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/tyouzyu/24syuryousyatouroku.html>

なお、ホームページを御覧になれない場合は、埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当にお問い合わせください。

【埼玉県外在住者用】

4 狩猟税、狩猟者登録手数料及び郵送料

(1) 狩猟税

区 分		狩猟税
網猟免許又はわな猟免許の登録	平成26年度の都道府県民税の所得割額の納付を要する方	8,200円
	平成26年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない方で住所地の市区町村長の発行した証明書を添付した方。ただし、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する方（農業、水産業又は林業に従事している方を除く）を除く。	5,500円
第一種銃猟免許の登録	平成26年度の都道府県民税の所得割額の納付を要する方	16,500円
	平成26年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない方で住所地の市区町村長の発行した証明書を添付した方。ただし、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する方（農業、水産業又は林業に従事している方を除く）を除く。	11,000円
第二種銃猟免許の登録		5,500円

※ ただし、次のいずれかに該当する場合の税額は、上記の2分の1

ア 申請者が対象鳥獣捕獲員である場合

イ アの軽減税率適用登録を受けていた方が対象鳥獣捕獲員でなくなったときに、その有効期間とされていた範囲内の期間で同一種類の狩猟免許に係る狩猟者の登録をする場合

(2) 狩猟者登録手数料

登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに1,800円

例えば、わな猟免許及び第一種銃猟免許の登録を受けようとする場合には、3,600円（1,800円×2種類）です。

(3) 郵送料

ア 猟友会単位で一括申請する場合

(ア) 狩猟者登録証の郵送料として、510円（レターパック代）を納付してください。

(イ) 狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等は、宅配便による料金着払いとします。

イ 個人で申請する場合

狩猟者登録証の郵送料として、510円（レターパック代）を納付してください。（狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等は、レターパックに同封し狩猟者登録証とともに送付します。）

(4) 納付方法

受取人を指定しない郵便為替とします。

（現金書留による納付は受け付けできませんので御注意ください。）

5 注意事項

(1) 猟友会に所属している場合、なるべく猟友会において一括申請してください。

(2) 猟友会において一括申請する場合は、別紙様式の狩猟者登録申請書送付書を添付してください。

(3) 狩猟者登録申請書等の書類に不備（記入漏れ、証明印漏れ、住所の相違等）があるものは**受理できません**ので、提出に当たっては十分注意してください。

【埼玉県外在住者用】

- (4) 狩猟者登録申請書には、電話番号を必ず記入してください。
ただし、電話番号は平日の日中に連絡の取れるものとしてください。
- (5) 狩猟者登録証は、鳥獣捕獲報告とともに、狩猟期間満了後30日以内に埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当へ返納してください。
- (6) 狩猟者登録申請書等は、郵送（簡易書留）以外は受け付けできません。